

平成22年度国立大学法人等施設整備 (営繕事業等) (第二次) 実施予定事業

予 算 額……………3 億円

事業内訳

営 繕 事 業…8 国立大学法人

※ 本事業は、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第3号の規定により、文部科学大臣の定めに基づき、(独)国立大学財務・経営センターが施設費交付事業として実施するものである。

平成23年2月3日
大臣官房文教施設企画部計画課

法 人 名	事 業 名
宮 城 教 育 大 学	(青 葉 山) 附 属 特 別 支 援 学 校 改 修
東 京 外 国 語 大 学	(府 中) 大 学 会 館 外 壁 改 修
お 茶 の 水 女 子 大 学	(大 塚) ラ イ フ ラ イ ン 再 生 (給 排 水 設 備)
富 山 大 学	(五 艘) 附 属 特 別 支 援 学 校 改 修
山 梨 大 学	(武 田) ラ イ フ ラ イ ン 再 生 (受 変 電 設 備 等)
和 歌 山 大 学	(栄 谷) ラ イ フ ラ イ ン 再 生 (電 話 設 備)
鳥 取 大 学	(米 子) ラ イ フ ラ イ ン 再 生 (バ リ ア フ リ ー 対 策)
広 島 大 学	(東 広 島) ラ イ フ ラ イ ン 再 生 (空 調 設 備)

平成22年度施設費交付金（営繕事業）の交付について

1. 交付対象

国立大学法人等における教育研究の振興に資することを目的に、建物の部分的な改修及び模様替え、小規模な新增改築・改修、小規模な工作物の整備又は設備の設置や部分的なライフライン及び屋外環境の整備（以下、「営繕事業」という。）に要する経費を交付する。

2. 交付方針

国立大学法人等における計画的実施に配慮し、年度当初に交付する。

また、年度途中、突発的に発生する施設の事故対応等に備え、一定規模を確保することとし、必要に応じ年度途中に交付する。

○ 年度当初

大学等が保有する施設に対する営繕事業に必要な額として、規模及び経年に応じ所要の額を交付

○ 年度途中

年度途中に発生した施設に関する事故対応など、年度当初の配分では対応が困難な事象に対応する営繕に必要な額として、所要の額を交付

3. 予算額及び交付額

○ 予算額 56億円

○ 交付額 年度当初 53億円
 年度途中 3億円（必要に応じ）

4. 手続

○ 国立大学財務・経営センターから各大学等に対して交付

○ 事前に年度途中の交付が可能であることを大学等に周知

営繕事業

建物の部分的な改修，小規模な建物(新增改築・改修)，小規模な工作物の整備，設備の設置，部分的なライフライン，屋外環境等の整備を行うもので，以下に例示する事業費が概(おおむ)ね 2,500 万円以下のものとする。なお，維持管理に係る修繕は除く。

○建物の部分的な改修

- | | | |
|-----------------|---------------|--------------|
| ・ 防水改修 | ・ 厨房(ちゅうぼう)改修 | ・ 情報通信設備改修 |
| ・ 外壁改修 | ・ 受変電設備改修 | ・ エレベータ改修 |
| ・ 建具・建具廻(まわ)り改修 | ・ 電話交換機設備改修 | ・ 附帯設備の改修 |
| ・ 床改修 | ・ 防災設備改修 | (建物に固定又は組み込ま |
| ・ 間仕切り改修 | ・ 照明設備改修 | れたもの，配管，ダクト |
| ・ 天井改修 | ・ 空調設備改修 | 等の接続工事を必要とす |
| ・ 実験・研究室等改修 | ・ 給排水設備改修 | るもの) |
| ・ 便所改修 | ・ ガス設備改修 | |

○小規模な建物の整備(新增改築・改修)，小規模な工作物の整備又は設備の設置

- | | | |
|----------------------------|------------|---------------------|
| ・ 小規模な建物等の整備 | ・ エレベータ等設置 | ・ 附帯設備の設置 |
| ・ 渡り廊下整備 | ・ 空調設備設置 | (建物に固定又は組み込ま |
| ・ 屋外(非常)階段整備 | ・ 防犯設備設置 | れたもの，配管，ダクト |
| ・ 工作物(各種水槽，揭示
板，階段等)の整備 | ・ 自家発電設備設置 | 等の接続工事を必要とす
るもの) |

○部分的なライフライン，屋外環境等の整備

- | | | |
|---------------|-------------|------------------------|
| ・ 屋外電力線整備 | ・ 井戸整備 | ・ 屋外運動施設整備 |
| ・ 屋外情報通信線整備 | ・ 構内道路等整備 | ・ 植栽 |
| ・ 屋外給排水管整備 | ・ 囲障・よう壁等整備 | ・ 工事に伴い必要となる
各種負担金等 |
| ・ 屋外ガス管整備 | ・ 外灯整備 | |
| ・ 排水・廃液処理設備整備 | ・ プール整備 | |

上記に例示する以外のもので，これらに類する改修，小規模な新增改築，小規模な工作物の整備，設備の設置，部分的なライフライン，屋外環境等の整備をするもの。

また，事業費が 2,500 万円を超えるものであっても，事業を合理的・効率的に実施するために必要なものを含む。